



法人会
消費税期限内納付
推進運動

会報

(発行所) 一般社団法人 柏法人会
〒277-0023 柏市中央1-1-1
TEL 04-7163-3393
FAX 04-7166-6629
(発行人) 会長 森和夫
(編集長) 副会長 田次男
(編集責任者) 広報委員長 大田次男
(印刷所) 広報委員 (株)秋光印刷

■URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kasiwa> ■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp

柏税務署人事異動速報



■表紙解説

利根川遊覧園(野田市)

園田中央には、利根が北枝で右肘を立て、右脇を下にして横たわり、周囲に利根の入流をせしむ高築のやまや牛、馬、鴨、鶴、蟹などの動物や昆虫などが描かれる。園田中央は、河那津津者に湧かれて飛来する利根の尾、摩耶夫人がみえる、悲鳴のあまり顔を覆う様は、見る者の悲しみを誘う。利根遊覧園は伝統絵画の重要な法則として古くから多く描かれてきた絵画であるが、この構図を悲しむ様を、いかに描

き表したか、上手に描くか絵師の技量がある。平安時代には、一般的に野鳥や獅子などの人物像を大きく表現し、園田の動物などを細かく描きこんでいることが多い。これに比べ、鎌倉時代以降になると絵画に忠実に描き出す傾向がみられる。この図では経典に登場する人々や動物たちを比較的に描いており、遊覧園の形式が整った絵画の作品であること

千葉県指定有形文化財
画像提供 千葉県教育委員会
所在地 野田市東金野井一一九二丁
この遊覧園の表具の裏面には、天文6年(1537)に下仙が書いたことを記す銘文がある。絵師のト絵については、他の裏面は明らかではないが、室町時代後期に描かれ、制作年代を確定する遊覧園として貴重である。

柏法人会 第33回通常総会案内

とき 平成27年6月3日(水)
ところ ザ・クレストホテル柏

会員数/千葉県 37,564社 柏法人会 4,163社(平成27年6月末日)

柏法人会会員

- 法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(一社)柏法人会と入力して下さい。

よつば総合法律事務所の 法律広場



マイナンバー制度について

Q 最近、マイナンバー制度が始まるとテレビなどでもよく言われています。平成27年10月から順次番号が配布され、平成28年1月から運用が開始される予定とのことですが、どのような制度で、法的には何かリスク等あるのでしょうか？

A ①マイナンバー制度は、正式には社会保障・税番号制度という制度で、住民票を有する国民及び法人に番号をそれぞれ付与する制度です。

この目的は、国民の利便性の向上、行政の業務効率化、そして、公平・公正な社会の実現（例えば、不当な課税負担逃れや生活保護の不正受給を防ぐ等）にあると言われています。

②このマイナンバーは、源泉徴収票などの税に関する書類、健康保険など社会保障に関する書類等を作成する上で必要となることから、法人は、その従業員等からマイナンバーを収集しなければなりません。

しかし、ただ収集して使用すればよいというわけではないのです。

マイナンバーはその人の所得に関する情報や健康に関する情報等が紐づいているという秘匿性が高い情報です。そして、ひとたび漏れてしまうと、その番号をもとに点在していた個人情報情報を不正に追跡・突合され、その人のプライバシー情報が容易に収集されてしまうという危険があります。

そのため、漏洩等しないように、マイナンバー法（正式には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」と言います。）等の法令では、安全管理措置をとる義務（例えば、取扱規程の策定や人的体制の整備、技術的な対応等）や保管・廃棄義務（法令に規定された期間保管した上で復元不可能な形で廃棄）が規定されています。

マイナンバーを収集した法人はまさにこれらの義務を負ってしまうのです。

③では、これらの義務に違反するとどうなるのでしょうか。

違反者が負う責任としては、情報漏洩等が生じて損害が生じた場合の損害賠償という民事上の責任だけではなく、最長4年の懲役刑や罰金という刑事上の罰も課される可能性があります。それ以外にも、特定個人情報保護委員会から行政上の勧告や指導等が行われたり、社会からの信用を失ってしまう可能性もあります。

④このような法的リスクを防ぐためには、何よりもマイナンバーが不正に収集・使用されないように組織として適切な安全管理措置をとっていく必要があります。

必要に応じて専門家にも相談しながら、社内で取扱規程等の作成や人的組織を整備するだけでなく、社内への周知徹底等も行っていく必要があるかと思えます。

この制度はこれから始まる新しい制度ですので、今後も制度内容についてより詳細なガイドライン等が策定されたり、制度自体も変更・拡充されていくことも予想されます。

しかし、制度をよく理解して、適切な対策さえすれば、何ら怖いものではありませんので、できることから順次対策していくことが大事だと思います。

(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 小林義和)



弁護士法人よつば総合法律事務所
弁護士 小林義和

弁護士法人よつば総合法律事務所では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は柏法人会又は当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。)

弁護士法人よつば総合法律事務所

柏市柏1-5-10 水戸屋壺番館ビル4階

TEL 04 - 7168 - 2300 (電話受付時間平日9時から18時)

事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/>

代表社員弁護士 大澤一郎